

大阪市民のみなさんへ

重大な児童虐待ゼロへ

新型コロナウイルス感染症に関するお知らせ

「特別定額給付金」を支給しています

迅速かつ的確に家計を支援するため、順次、対象者一人につき10万円を支給しています。申請書は世帯主の方にお送りしています。詳しくは大阪市ホームページをご覧ください。

大阪市 特別定額給付金 [検索](#)

- 対象者** 令和2年4月27日時点において、住民基本台帳に記録されている方
- 申請方法** 郵送申請またはオンライン申請(マイナンバーカードをお持ちの方のみ)
- 申請期限** 8月25日まで

問い合わせ▶大阪市特別定額給付金事務局 ☎0570-000238 FAX 0570-550362 (受付時間: 平日 9:00~20:00、土・日・祝 9:00~17:30)

子育て世帯へ「臨時特別給付金」を支給します

子育て世帯の生活を支援するため、児童手当を受給する世帯に対し、7月以降に対象児童一人につき1万円を支給します。

- 対象者** 令和2年4月分(3月分を含む)の児童手当(特例給付を除く)の受給者
- 支給方法** 児童手当の指定口座に振り込みますので、**申請は不要です**。
公務員の方は勤務先から申請にかかる案内があります。

問い合わせ▶こども青少年局管理課 ☎6208-8347 FAX 6202-6963

国民健康保険または後期高齢者医療制度に加入の被用者へ「傷病手当金」を支給しています

感染したとき、または感染が疑われるときに、就労できず給与を受けられない被用者に対し、傷病手当金を支給しています。申請に必要な書類など事前にお電話でご相談ください。

- 対象者** 次の3つの条件を全て満たす方
 - 国民健康保険または後期高齢者医療制度に加入している被用者(給与の支払いを受けている方)である
 - 感染した方、または発熱等の症状があり感染を疑われる方で、療養のために就労することができなくなった
 - 給与の支払いが受けられないか、一部減額されて支払われている

適用期間 令和2年1月1日から9月30日の間で療養のため就労することができない期間

問い合わせ▶福祉局保険年金課 ☎6208-7983 FAX 6202-4156

水道料金および下水道使用料を減免します

市民の生活や経済活動を支援するため、水道料金の基本料金と下水道使用料の基本額をそれぞれ全額減免します。**申込手続は不要です**。

- 減免額** 水道料金 1か月あたり基本料金 935円(税込)
下水道使用料 1か月あたり基本額 605円(税込)
- 減免期間** 7月検針分から9月検針分まで(3か月間)

問い合わせ▶水道局お客さまセンター ☎6458-1132 FAX 6458-2100
建設局経理課(下水道使用料) ☎6615-7545 FAX 6615-7575

収入が大幅に減少した等の事情により、一時的に水道料金と下水道使用料のお支払いが困難な方は、上記お客さまセンターへご相談ください。

個人市・府民税の減額・免除、納税猶予に関するご相談について

6月上旬より納税通知書を送付します。(申告期限の延長に伴い、3月17日以降に提出された申告書については、内容が反映できていない場合や送付が遅れる場合があります) 感染症の影響により、予測できない失業や大幅な所得減少(前年の6割以下)が見込まれる場合は申請により減額・免除されることがあります。

また、納税が困難な場合は、申請により納税が猶予されることがあります。詳しくはお住まいの区を担当する市税事務所へご相談ください。

お問い合わせやご相談はお電話でお願いします。

問い合わせ▶お住まいの区を担当する市税事務所の局番+2953
財政局課税課 ☎6208-7751 FAX 6202-6953

! 給付金をかたった詐欺などの犯罪にご注意ください。

その他の支援など、詳しくは「新型コロナウイルス感染症対策支援情報サイト」をご覧ください。



3つの「密」を避けましょう。



日常生活で気をつけること



新型コロナ受診相談センター(帰国者・接触者相談センター)

☎06-6647-0641 24時間受付

市政

新たな大都市制度について

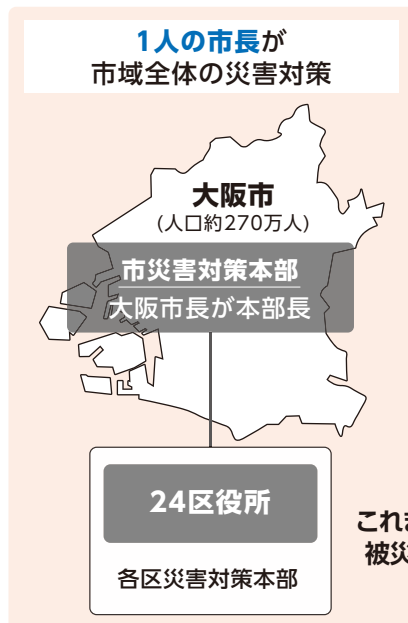
特別区制度(いわゆる「大阪都構想」)への質問にお答えします ~ 災害対応は大丈夫なの? ~



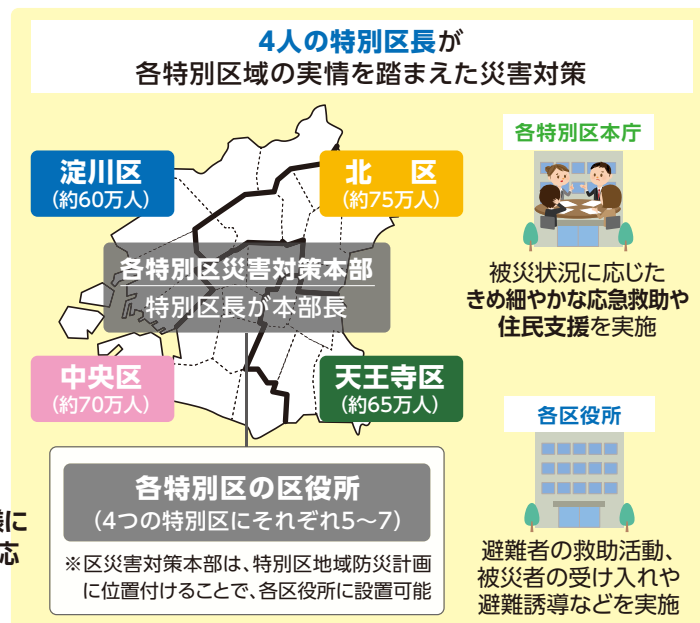
大阪市長 松井一郎

4つの特別区を設置することで、地震や豪雨など、災害発生時の情報収集や被災状況を踏まえた対応をより迅速に行いやすくなります。

現在



特別区設置後



これまでと同様に被災現場に対応

- ◆ 特別区制度は大阪府市を再編し、広域行政は府へ一元化するとともに、大阪市をなくし基礎自治体として4つの特別区を設置するものです。
- ◆ 今後、大都市制度(特別区設置)協議会で協定書の作成に向けて協議されるとともに、議会で審議されます。

問い合わせ▶副首都推進局問い合わせ担当 ☎6208-8989 FAX 6202-9355

特別区制度についてはこちら

▶大阪市 特別区 目次

[検索](#)

